

松戸市立松ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 6 月 22 日 改定
令和 3 年 5 月 1 日一部追加
令和 4 年 4 月 8 日一部追加
令和 5 年 4 月 10 日一部改訂
令和 6 年 4 月 3 日一部改訂
令和 7 年 4 月 14 日一部改訂
令和 8 年 4 月 24 日一部改訂

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会などの全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

2 児童の責務

- (1) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

4 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

Ⅰ いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

名称 いじめ対策委員会

構成 校長(総括)、教頭(渉外)、教務主任(調整・記録)、生徒指導主任(指導)、学年主任(指導)、養護教諭(支援)、スクールカウンセラー(支援)

※事案により柔軟に編成する。

イ 組織の役割

(ア)学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

(イ)いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ)いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(エ)いじめに対する組織的対応の中核としての役割

ウ いじめ防止に係る校内研修の企画と実施

エ 会議の開催

(ア)年間4回の定例会(構成員全員)と月1回の月例会(生徒指導部会)の開催

(イ)いじめの事案、あるいはいじめの疑いが発生した場合は、すみやかに集合し、緊急会議を開催する。

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア 未然防止

(ア) わかる授業展開による主体的・対話的な深い学びの実践

α「できるからやる」学習の推進

β 教えて考えさせる授業の展開

(イ) 考え、議論する道德教育の充実

α 法やルールの意義や遵守の理解

β 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道德性の育成

γ 主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成

(ウ) 豊かな人間関係づくり

α WEBQ-U 調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり

β 「豊かな人間関係作りプログラム」の活用

γ 異学年集団での活動の充実

(エ) 規範意識の育成

α ネットリーフレット等の活用による、ネットいじめ防止の啓発

β 生活規律や学習規律の確立

(オ) 児童会活動を中心とした取組

α ハッピーウィークの実施、いじめ防止標語への全児童取組

(カ) 教師の人権意識の向上

α 校内研修の実施(適宜)

β 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解

イ 早期発見

(ア)定期的なアンケート調査

- a 月1回の「こまったことはありませんかアンケート」実施→全児童の事実確認
- b 児童対象の学校生活アンケートの実施(12月)
- c 保護者対象アンケートの実施(12月)
- d 4・5・6年対象のWEBQ-U調査(6月・11月)、分析

(イ)教育相談

- a 日常的に「教育相談」を実施(学校便り等でお知らせ)。
月一回程度「教育相談日」を設定、周知(学校便り等)。
- b 保護者との個人面談及び希望面談実施
- c 日常的な児童理解

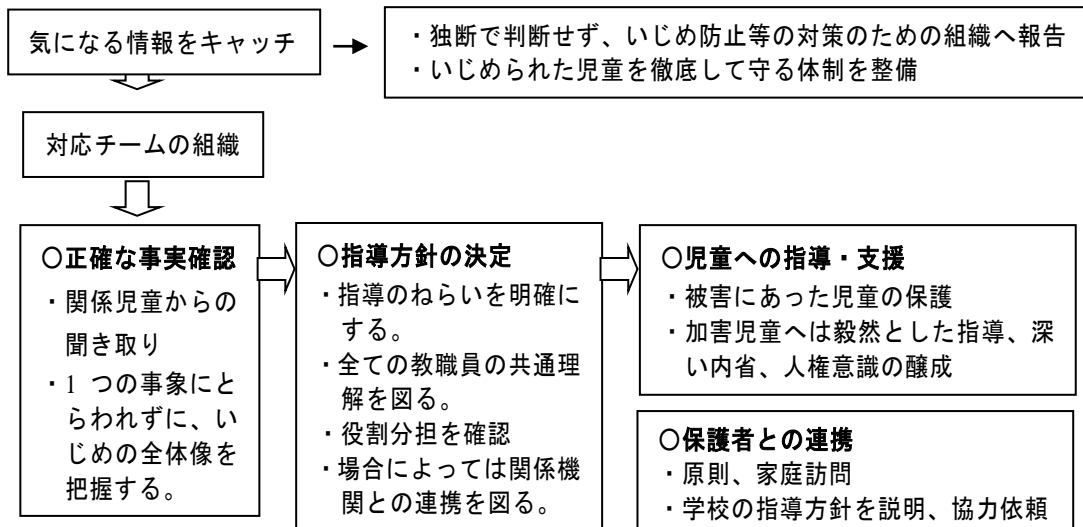
(ウ)児童観察

- a 学年会での「気になる児童」の共通理解(週1回)
- b 職員会議での「気になる児童」の共通理解(月1回)
- c 「全職員がすべての子供の担任」という意識で、授業時間外の児童も観察

(エ)相談窓口の周知

- a 学校の相談窓口担当者
(教頭・教務主任・養護教諭・スクールカウンセラー)
電話番号 047-361-2238
- b いじめ相談専用ダイヤルカードの配付

ウ 早期対応



(ア) 対応チームの発足

- a 「いじめ対策委員会」を中心に、対応チームを発足する。
- b 対応チームのメンバーは管理職、学年職員、養護教諭等適切な対応ができるよう、柔軟に構成する。

(イ) 正確な事実確認

- a 1つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- b 複数名で聞き取りを行う。
- c いじめた児童がいじめられた児童に圧力をかけることのないように配慮する。

(ウ) 指導方針の決定

- a 指導のねらいを明確にする。
- b 全職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- c 場合によっては関係機関（警察・児童相談所等）との連携を図る。

(エ) いじめられた児童への支援

- a 徹底して守る体制で取り組むことを本人・保護者に伝える。
- b 対応について説明し、対応策を示す。
- c 支援を継続する。

(オ) いじめた児童への対応

- a いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- b 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
- c 保護者には事実を説明する。
- d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

(カ) 観衆・傍観者への指導

- a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
- b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。
- c 人権意識の醸成を図る。

エ 継続支援

(ア) チームによる見守り

- a いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う。
- b 教職員がシフトを組み、組織的な体制で見守りを行う。

(イ) 定期的な個人面談

- a いじめ解決から継続的に個人面談を行い状況を把握する。
- b 必要に応じてスクールカウンセラーによる、面談を実施する。

(ウ) 家庭への定期連絡

- a 関係児童の面談をもとに、面談結果や教師から見た学校での様子等を家庭に連絡する。
- b 家庭での様子を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

(エ) 進級、進学に伴う引継ぎ

- a 情報共有のもと、児童間の人間関係等の引継ぎを行う。
- b 中学校への進学に際しては、資料をもとに綿密な引継ぎを行う。

オ 家庭、地域等との連携

(ア) 家庭との連携

- a いじめに対する学校の基本方針を保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- b いじめがあった場合の子供の変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。
- c 日頃より、情報が共有できるよう努める。

(イ) 地域との連携

- ・ HP や学校便り等による情報発信を行い、学校のいじめに対する基本方針を周知する。

カ 関係機関との連携

(ア) 教育委員会との連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c いじめの状況について報告し、情報を共有する。
- d いじめを理由に3日欠席した場合、当事者とその家庭へ「いじめ事案支援チーム」の派遣について打診。いじめ事案の報告に併せて、派遣の有無について教育委員会児童生徒課へ連絡する。
- e 出席停止措置について協議する。

(イ) こども家庭センター、松戸市少年センターとの連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(ウ)警察との連携

- a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。
- b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にはまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

<関係機関一覧> ※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会 児童生徒課	047-366-7461
松戸市教育委員会 児童生徒課相談窓口	047-366-7600
松戸市こども家庭センター	047-366-3941
松戸市少年センター	047-384-7867
松戸警察署	047-369-0110
東葛少年センター	04-7162-7867
柏児童相談所	04-7131-7175

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
【法第28条第1項第1号】(以下、「1号重大事態」という。)
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
【法第28条第1項第2号】(以下、「2号重大事態」という。)

(文部科学省「生徒指導提要」より)

※上記以外にも、児童・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の対処

- a 重大事態が発生した旨を、教育委員会 児童生徒課へ速やかに報告する。
- b 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ対策委員会」を設置する。
 - ・1号重大事態は教育委員会等(第三者委員会)が、2号重大事態は学校が調査主体になる事が原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者(弁護士、心理士等)を加えた組織で調査を行う。
- c「いじめ対策委員会」を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- d 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して事実関係その他必要な情報を適切に提供する。併せて、いじめを行った児童・保護者にも情報を提供する。
- e 調査結果を教育委員会 児童生徒課に報告する。

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- a「いじめ対策委員会」を中心に、全教職員及び保護者、地域住民、関係機関等の参画

- を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う。
 - b 学校 HP 等で公表する。
 - c 基本方針は年度の早いうちに保護者会などで保護者に説明を行う。
- (2) いじめ防止に対する取組について
- a 学校生活アンケートや自己評価を活用して、いじめ防止の取組について、児童、保護者、教職員が評価する。
 - b 学校評価同様に、評価結果の集計・分析を行い、取組の改善を図る。
 - c 評価結果を公表し、児童、保護者、地域に周知する。